

甲州市事後審査型条件付き一般競争入札共通説明書

この甲州市事後審査型条件付き一般競争入札共通説明書（以下「共通説明書」という。）は、甲州市事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づいて行う入札について適用する。

1. 入札に付する事項

入札公告（以下「公告」という。）に示すとおり。

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

現に有効である甲州市有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者で、次の各号に示す要件をいずれも満たしているほか、公告で掲げる要件をいずれも満たしている者。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 本市の建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 甲州市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中である者でないこと。
- (5) 入札参加形態が特定建設工事共同企業体である場合は、当該特定建設工事共同企業体が甲州市共同企業体取扱要綱第3章に定めるところにより構成されたものであること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、入札参加申請締切日までに競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 入札の日以前6箇月以内に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (9) 入札の日において、不渡りによる取引停止処分を受けてから2年を経過していない者でないこと。
- (10) 対象工事に係る設計業務委託等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関係がある者でないこと。
- (11) 国税、山梨県税及び甲州市税について滞納がない者であること。
- (12) その他市長が定めた資格を満たす者であること。

3. 入札・開札の日時及び場所

公告に示すとおり。

4. 入札参加申出に関する事項

実施要綱の規定に基づき入札参加を希望する者は、次のとおりとする。

- (1) 受付期限 公告に示すとおり。
- (2) 提出書類 甲州市事後審査型条件付き一般競争入札参加申出書(様式第1号以下「参加申出書」という。)
- (3) 提出先 財政課管財契約担当(以下「管財契約担当」という。)

TEL 0553-32-5060 FAX 0553-32-2122

- (4) 提出方法 参加申出書を管財契約担当まで持参により提出すること。
なお、FAXによる提出も可とするが、その際は必ず確認の電話連絡をして指示を得ること。

5. 特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査

競争入札への参加形態が共同企業体である場合は、甲州市共同企業体取扱要綱に基づき、公告に示す日時まで入札参加資格審査申請書を持参により提出すること。

6. 入札に付する内容を説明する日時及び場所

申請書等の作成説明会及び現場説明会は行わない。

7. 事業内容説明に関する事項

- (1) 入札説明書及び設計図書等の入札関係書類は、甲州市ホームページ（以下、「ホームページ」という。）に掲載するものとし、閲覧制限を加えた案件の場合は、設計図書閲覧申出書によりパスワードの開示を申し出ること。
- (2) 配布期間、場所、方法は公告に示すとおり。
- (3) 質疑応答について、質問は公告に示す日時までに質問書(任意様式)をFAXにより提出すること。回答は、公告に示す日時までに入札参加者全員にFAXで回答するとともに、管財契約担当で閲覧可能にする。また、質問のない者は、質問書の提出を要しない。

8. 提出書類

入札時に持参する提出書類は、次に掲げるものとする。指定の様式は、甲州市ホームページ(以下、「ホームページ」という。)からダウンロードして作成すること。

提出書類は、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)を一番上にしてクリップ等で挟んで提出すること。封筒には入れない。ただし、郵便による入札のときは、公告に示すとおりの方法による。

なお、提出書類等に虚偽の記載をした場合は、「建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」の規定に基づく指名停止措置を行うことがある。

- (1) 申請書(様式第2号)
- (2) 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件等総括表(様式第3号)
- (3) 工事施工実績調書(様式第4号)及びその工事施工実績が確認できるものの写し
- (4) 配置予定技術者調書(様式第5号)及びその資格等が確認できるものの写し
- (5) 建設業許可の写し
- (6) 総合評定値通知書(経営事項審査)の写し(直近のもの)
- (7) 工事費積算内訳書
※参考資料として提出を求めるものであるが、提出しない場合は入札書を無効とする。
(提出書類の最後に挟んで一緒に提出すること。)
- (8) その他公告で指定する書類

9. 入札等

- (1) 入札の執行回数は1回とする。
- (2) 入札書は、公告で指定した入札日時に、入札場所に、提出書類とともに直接持参しなければならない。それ以外は認めない。ただし、入札参加者が開札に立ち会わないとき又は郵便入札による入札のときは、その限りではない。
- (3) 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等熟覧のうえ入札しなければならない

ない。この場合において、設計図書、仕様書及び契約書案等に疑義があるときは、公告で示した期限内に関係職員の説明を求めることができる。

- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 提出した入札書の書き換え、差し替え又は撤回をすることはできない。

10. 入札の辞退

実施要綱第 6 条の規定により申出書を提出した場合にあっては、入札辞退届は、指定の様式を使用し、次の各号に掲げるところによる。なお、入札を辞退した者は、これを理由として辞退以後に不利益な取扱いを受けることはない。

- (1) 入札辞退届を直接持参する場合にあっては、入札日の午前 9 時までに提出すること。
- (2) 入札辞退届を郵送する場合にあっては、入札日前日までに管財契約担当に到着するものとする。この場合は、併せて電話連絡すること。

11. 公正な入札の確保

入札参加者は、次の各号に定めるほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

- (1) 入札参加者は、入札にあたっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (2) 入札参加者は、入札前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (3) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

12. 入札の延期又は中止

天災等の不可抗力による場合や、入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合等やむを得ない理由により入札を執行できない場合、又は入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札には参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

これらの場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても賠償の責任を負わない。

13. 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に関して不正の行為があったとき
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 財務規則第 163 条の適用がある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 金額がゼロ円の入札
- (8) 入札金額の頭に「¥」マークの記入がない入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (10) 明らかに連合によると認められる入札

- (11) 同一の入札で、代表者が同一人となっている者が一緒に入札した場合の入札
- (12) 同一の入札で、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく中小企業等協同組合とその組合員が一緒に行った入札
- (13) 全各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札

1 4. 代理人

- (1) 入札参加者は、代理人を定め、入札及び開札に関する一切の権限を委任することができる。この場合は、委任状を持参させなければならない。
- (2) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (3) 入札参加者は、政令第 167 条の 4 の規定に該当する者を入札参加者の代理人とすることができない。

1 5. 開札の立会い

- (1) 開札には必ず立会うこととする。入札参加者（代理人を含む。）が開札に立ち会わないとき又は郵便による入札のときは、当該開札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- (2) 開札時においては、係員の指示に従うこと。又開札会の秩序を乱し、他人に迷惑をかけたなり、事務に支障をきたす原因となったり、妨害となるような行為をしないこと。これらに違反したときは退席させ、次回からの参加を制限したり、入札参加者（代理人を含む。）にあっては、業務に関し不誠実な行為であり契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格停止措置を行うこともある。

1 6. 開札

- (1) 予定価格の制限の範囲内（最低制限は、最低制限価格の適用又は低入札価格調査を設定した場合、設定した制度の要領に定めた基準による。）で最も低い価格で入札した者から順に 3 番目の者までを落札候補者とし、価格の低い順にその入札価格及び落札候補者の名前を読み上げ、落札を保留し、最低価格の落札候補者から順に入札参加資格要件等の審査を行い、後日落札決定する旨を宣言して開札を終了するものとする。
- (2) 落札となるべき価格での入札者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人が立会人としていないときは、これに代わり入札（開札）事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

1 7. 落札者の決定等

- (1) 落札者が決定するまで、最も入札価格の低い落札候補者から順に、開札日の翌日から起算して 3 日以内（閉庁日を除く。）に、提出書類の審査を行う。
- (2) 審査の結果、第 1 番目の落札候補者が不合格となった場合は、新たに次の順位の者を落札候補者として審査を行う。
- (3) 審査の結果、落札候補者が合格したときは、落札者として決定されたものとし、市長は速やかに落札決定通知書並びに電話等の方法により通知する。
- (4) 落札決定までに、落札候補者が公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該候補者の入札参加資格はないものとする。
- (5) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めた場合は、当該落札候補者に対して、入札参加資格不適合通知書（以下、「不適合通知書」という。）を送付する。

- (6) 不適格通知書を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して3日以内(閉庁日を除く。)に、入札参加資格を満たしていないと認められた理由(以下、「不適格理由」という。)についての説明を、説明要請書(様式第6号)により求めることができる。
- (7) 不適格理由についての説明を求められた場合には、入札参加資格委員会に諮り説明を求めることができる最終日から起算して3日以内に、回答書により回答する。
- (8) 不適格通知書を受けた者は、不適格理由の説明を求めても実施要綱第17条及び第19条の事務の執行を妨げないものとする。

18. 提出書類の返却等

- (1) 提出書類は、一切返却しない。
- (2) 提出書類は、本市において競争入札参加資格の確認以外には、提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出書類の差替え及び再提出は原則として認めない。

19. 入札保証金等

- (1) 入札参加者は、入札執行前に見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約担当者の指定する出納員又は取扱機関に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。
- (2) 入札参加者は、入札保証金の納付を免除された理由が、入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。
- (3) 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付、又は提供する場合は、入札保証金については、甲州市指定金融機関等に納付した場合は、領収書又はそれに代わる保証金保管証書預り証を、入札保証金に代わる担保については、会計管理者に納付した場合は、保管有価証券預り証を、入札前に提示しなければならない。
- (4) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に落札者以外の者に対しては落札者の決定後にこれを還付する。

20. 違約金

甲州市財務規則、甲州市建設工事請負契約約款及び甲州市建設工事執行規則等の規定による。

21. 契約保証金等

- (1) 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、若しくは提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合はこの限りでない。
- (2) 落札者は、契約保証金を納付する場合において、契約担当者から納付書の交付を受けて指定金融機関等に現金を納付し、当該金融機関等が交付する領収書の写しを契約担当者に提出しなければならない。
- (3) 落札者は、契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券である場合には、保管有価証券納付書により会計管理者に納付し、会計管理者が交付する保管有価証券預り書の写しを契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 落札者は、提供する契約保証金に代わる担保が金融機関等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提

出しなければならない。

2.2. 入札保証金の振替

契約担当者において必要があると認める場合は、落札者の承諾を得て落札者に返納すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を、契約保証金若しくは契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

2.3. 契約書等の提出

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約書案を提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- (3) 落札者は、議会の議決を要する契約にあつては、仮契約書の案を提出しなければならない。
- (4) 議会の議決を要する契約にあつては議会の議決があつたときに本契約が成立する。したがって、議会の議決を得られなかったときは、本契約は不成立となり、この場合において市は損害賠償の責を負わない。

2.4. 費用の負担

入札に係る申請書等の作成、提出などに要する一切の費用は、入札の結果にかかわらず入札参加者の負担とする。また、契約に要する経費は落札者の負担とする。

2.5. 異議の申立て

入札した者は、入札後、この説明書、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

改 平成24年 4月 1日

改 平成31年 4月 1日

改 令和 元年10月 1日

改 令和 4年 4月 1日